

一宮市PFI 活用ガイドライン

平成18年3月

(令和4年4月改訂)

一宮市

はじめに

P F I (Private Finance Initiative) は、1990 年代前半にイギリスで導入された手法で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間事業者の資金、経営ノウハウ及び技術的能力を活用し、より効率的、効果的に行おうとする新しい手法です。

国においては、平成 1 1 年 7 月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(P F I 法) の成立を受け、平成 1 2 年 3 月に「基本方針」を策定し、P F I 事業を進めるにあたっての基本的考え方やその具体的な実施にあたっての留意事項を示しました。さらに、事業を実施するうえでの実務上の指針として、「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」、「P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」、「V F M (Value For Money) に関するガイドライン」、「契約に関するガイドライン」、「モニタリングに関するガイドライン」、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」の 6 つのガイドラインが示されました。

平成 2 7 年 1 2 月には、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」を受け、「多様な P P P / P F I 手法導入を優先的に検討するための指針」が決定され、人口 2 0 万人以上の地方公共団体等に対して優先的検討規程を定めるよう要請がされました。さらに、平成 2 8 年 5 月には「P P P / P F I 推進アクションプラン」が策定され、具体的施策が示されたところです。

本市においては、「行財政改革大綱」の中で、これまで行政が直接担ってきた分野についても、P P P (Public Private Partnership = 公民連携) の考えに基づき、効率性・効果性を考慮しながら、行政責任の確保と行政サービスの維持向上等が図られるものについては、民間活力導入の推進が掲げられています。また、平成 2 9 年 4 月には、国の要請を受けて「一宮市 P P P / P F I 手法導入優先的検討指針」を策定し、一定の基準を満たす公共施設等の整備等を行う際には、早い段階から P P P / P F I 手法の導入を優先的に検討することとしました。

この一宮市 P F I 活用ガイドラインは、公共施設等の整備手法として P F I を活用していくうえでの、基本的な考え方や実施手順・留意事項等を示したものです。

本ガイドラインについては、法制度の改正や今後の経験・状況等踏まえ、必要な見直しを適宜行っていきます。

目 次

ページ

第1章 PFIの概要

1	PFIとは	1
2	PFIの性格	1
3	PFIの特徴	2
4	PFIの仕組み	7
5	PFI導入により期待される効果	8
6	PFIの事業形態	9
7	PFIの事業方式	10
8	PFI事業の導入フロー	11

第2章 一宮市におけるPFI導入の基本方針

1	一宮市におけるPFIの導入方針	13
2	PFI導入の視点	13
3	一宮市におけるPFI推進体制	14

第3章 PFI実施手順

1	事業の発案	20
	PFI事業実施プロセスの簡易化について	23
2	実施方針の策定及び公表	24
3	特定事業の評価・選定、公表	26
4	民間事業者の募集、評価・選定、公表	27
5	契約等の締結等	31
6	事業の実施、事業の監視	33
7	事業の終了	34

【巻末資料】

•	地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続マニュアル (概要版) PFIの手続の簡易化について	1
•	地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続マニュアル(抜粋)	2
•	地方公共団体に対する内閣府・総務省通知 (平成27年12月17日付府政経シ第886号総行地第154号)及び別紙	6
•	PFIに関するリンク一覧	16

第1章 PFIの概要

1. PFIとは

PFI (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)とは、これまでの行政主導による公共事業と違い、民間の資金と経営ノウハウ・技術力を活用し、公共施設等の設計・建設や維持管理・運営を行う公共事業の新しい手法です。

このPFIは、1990年代前半にイギリスで生まれた手法で、官民が協同して、効率的かつ効果的に質の高い公共サービス提供を実現するというPPP (Public Private Partnership : パブリック・プライベート・パートナーシップ)の概念から来るもので、PFIはその手法の1つです。

(1) PFI事業の対象となる公共施設等

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「PFI法」という。）第2条第1項各号に掲げられた施設（設備を含む。）です。

- ①公共施設…道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道など
- ②公用施設…庁舎、宿舍など
- ③公益的施設…公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街など
- ④その他施設…情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く）、観光施設及び研究施設など

2. PFIの性格

PFIの基本理念や期待される成果を実現するため、「基本方針」において、PFI事業は次のような性格を持つことが求められます。

(1) PFI事業の原則

- ①公共性の原則
公共性のある事業であること
- ②民間経営資源活用の原則
民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること
- ③効率性の原則
民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施すること
- ④公平性の原則
特定事業の選定及び民間事業者の選定においては、公平性が担保されること

⑤透明性の原則

特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されること

(2) P F I 事業の主義

①客観主義

事業の実施にあたっては、各段階での評価決定についての客観性があること

②契約主義

公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること

③独立主義

事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されること

3. P F I の特徴

(1) 民間の資金とノウハウ（経営上のノウハウ及び技術的能力）の活用

①P F I 事業者による設計、建設、維持管理、運営の一体的取り扱い

従来 of 公共工事では、設計、建設、維持管理、運営について、それぞれを公共の責任で行っていましたが、P F I ではそれを民間事業者に一括して任せることでどのような設計にすれば将来の維持管理や経営のコストの削減が図れるかなどの観点で、民間のノウハウが活かされることとなります。

②性能発注

従来 of 公共工事では、詳細に施設の構造や資材などを定めた仕様書による仕様発注が行われていました。

P F I では、構造物、建築資材などの具体的な仕様の特定については必要最低限とし、公共が最終的に求める公共サービスの内容・水準を示すことにとどめる性能発注を行います。

P F I 事業者は、構造や資材、運営方法などについて、求められる水準の中で自由な提案をすることができ、公共サービスの向上や一層の事業費の削減に向けた民間事業者のノウハウを活かせることとなります。

③公共サービス提供実績に応じた支払い

P F I 事業者には、設定された公共サービス水準を達成することが求められ、公共側は契約期間中その実績をチェックし、サービス水準の達成度に応じた支払いをするのが一般的です。

仮にその実績が定められたサービス水準を下回った場合、公共からP F I 事業者への支払額の減額が可能とされ、一方、定められたサービス水準を上回った場

合には追加的な支払いができるとする事例もあります。

これらのことより、PFI事業者は、要求された公共サービス水準の確保、さらにはより高い水準のサービス提供に向けて、これまで蓄積してきた民間のノウハウを活かせるように努めます。

(2) VFM (Value For Money : バリュース・フォー・マネー)の達成

VFMとはPFIにおける最も重要な概念のひとつで、公的資金がいかにかつ効果的に運用されているかの尺度であり、PFIを実施するかどうかの判断基準となります。

PFI事業におけるVFMの達成は、「同じサービス水準であれば、より低いコストで提供する。」又は「同じコストであれば、より質の高いサービスを提供する。」ことで、このふたつの視点から検討をします。このことから、PFI事業による公共施設等の整備が、従来型の公共事業に比較して優れている(VFMの達成)のであれば、PFIの手法で実施することになります。

VFMの評価は、事業期間全体を通じてその検討を行うこととなります。このことから、従来の方式で公共事業を実施した場合の事業期間全体の総事業費(PSC)(注1)と、PFI手法を導入した場合の事業期間全体のPFI事業者への総事業費(LCC)(注2)を比較することになります。なお、VFMの算出にあたっては、国の「VFMに関するガイドライン」を参考にするとともに、PSCとLCCを現在価値に換算したうえで、比較することになります。

VFMは、PFIで一連の手続きにおけるうちの「特定事業の評価・選定、公表」の段階で公表されるもので、一般的には以下のような数式により%で表示されます。

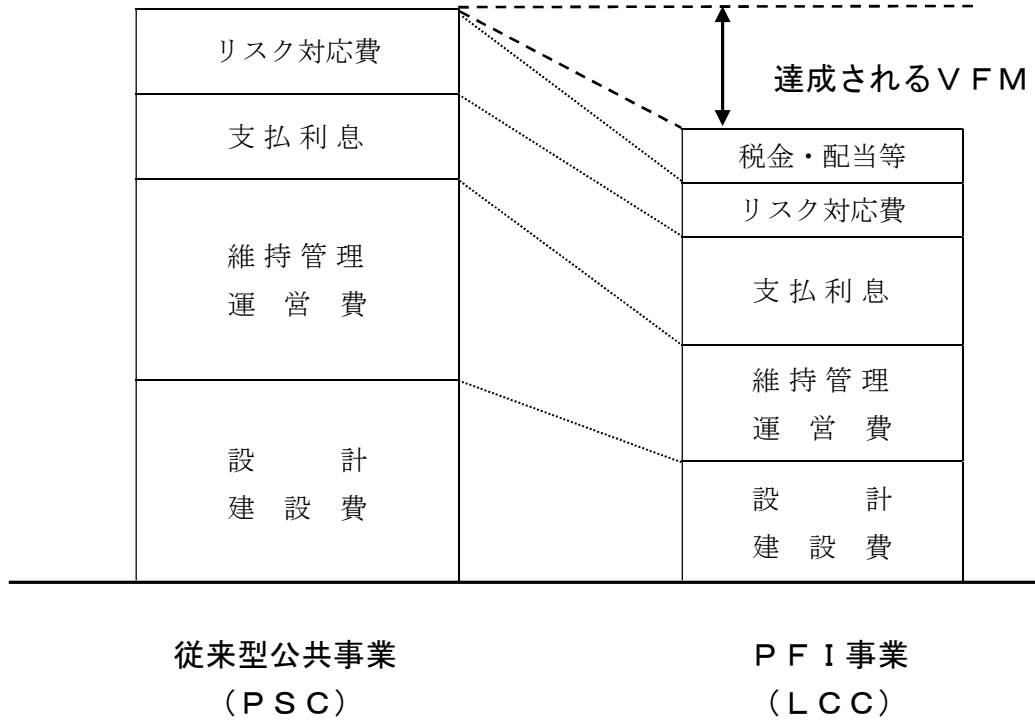
$$VFM (\%) = \frac{PSC - LCC}{PSC} \times 100$$

(注1) PSC (Public Sector Comparator : パブリック・セクター・コンパレーター)
公共が従来どおり直営で公共施設を整備した場合の、設計、建設、維持管理、運営などのすべての段階の費用を合わせた総事業費のことで、LCCと比較するために算出するものです。

(注2) LCC (Life Cycle Cost : ライフ・サイクル・コスト)

PFIを導入して、仮に公共施設の設計、建設、維持管理、運営などを一体的に公共からPFI事業者に委ねる場合に、設計、建設、維持管理・運営などすべての段階の費用を合わせた総事業費のことで、PFIを導入した場合の公共からPFI事業者への負担見込み額となります。

VFM (PSCとLCCの比較)



- (1) $PSC > PFIのLCC \Rightarrow VFM達成 \Rightarrow PFI導入可能性あり$
- (2) $PSC \leq PFIのLCC \Rightarrow VFMなし \Rightarrow PFI以外の検討等$

ただし、(2)の場合VFMは達成しないが、PFI事業で公共サービス水準の向上が期待できればVFMが達成されることとなります(公共サービス水準の向上が何らかの方法で定量化できることが前提)。

(3) リスク分担

リスクとは、事故や需要の変動、物価や金利の変動、測量や調査のミスによる計画や仕様の変更、工事の遅延などによる工事費の増大、関係法令や税制の変更など予測できない事態により損失が発生する恐れのことをいいます。

従来の手法では、リスクは基本的に公共側が負担し、不確定性の高いリスクについては、発生時に契約担当者間で協議するという形態が一般でした。

P F I では、従来公共側が負担していたリスクのうち、民間のリスク管理能力が活かせる部分は民間に任せることにより、事業全体のリスク管理能力を高め、損失の回避と行政の支出削減を図ります。

行政と民間のリスク分担については、契約で明確に定め、両者がそれぞれの役割を果たすことを義務づけることとなります。

なお、天災・暴動などによるリスクのように、両者が負担する場合があります。

(リスク分担の例は、次ページにあります。)

(4) 長期契約

公共が直接公共施設を建設、維持管理・運営を行う従来式の場合、公共と民間との契約の多くは単年度ごとに結ばれてきましたが、P F I 事業を国が行った場合、P F I 法により30年度以内の長期の契約期間が想定されています。(地方公共団体には、契約期間の上限の定めはありません。)

これは、P F I を導入する場合、公共施設の設計や建設だけでなく、維持管理や運営まで幅広く民間事業者任せることが多いと考えられるため、それに対応できるよう長い契約期間が想定されているもので、これまでの事例においては、15年～30年程度の期間が多くなっています。

リスク分担の例

段 階	リスク項目	概 要	公	民
共 通	制度・法令変更	関係法令・許認可・税制制度などの変更にかかるリスク	○	
	物価変動	インフレ/デフレにかかる費用増大リスク		○
	金利変動	金利の上昇に伴う資金調達コスト増大リスク		○
	住民合意	住民反対運動、訴訟に伴う計画遅延・仕様アップ・事業停止によるコスト増大リスク	○	
	環境問題	公害など、環境問題の発生に伴うコスト増大リスク	○	○
	不可抗力	工事中・運営中の震災、不可抗力の大災害のリスク	○	○
計画段階	測量・調査	地形・地質など現地調査の不備に伴う計画・仕様変更によるコスト増大リスク	○	
	設計変更・遅延	設計ミス、環境影響調査、公聴会による計画変更、遅れによるコスト増大リスク	○	○
	資金調達	必要な資金確保にかかるリスク		○
	住民説明	住民説明による事業延長コスト増大リスク	○	
建設段階	施設損傷	事故・災害などによる修復などにかかるコスト増大リスク		○
	工事遅延	資材調達、工程管理などの問題による工事遅延によるコスト増大リスク		○
	費用超過	工事費の見積不足による工事費などのコスト増大リスク		○
運営段階	供給	競合施設の建設や利用者減少などにより、収益が確保されないリスク	○	○
	性能	施設が発注仕様書に規定する仕様、性能などに不適合で、改修が必要となった場合のコスト増大リスク		○
	価格	収入が劣化するリスク		○
	運営	設備機器の運営基準・維持管理基準未達、施設の質的基準未達、運営不備、運営維持管理コスト増大、運営中止リスク		○
	施設損傷	事故・災害などによる修復などにかかるコスト増大リスク		○

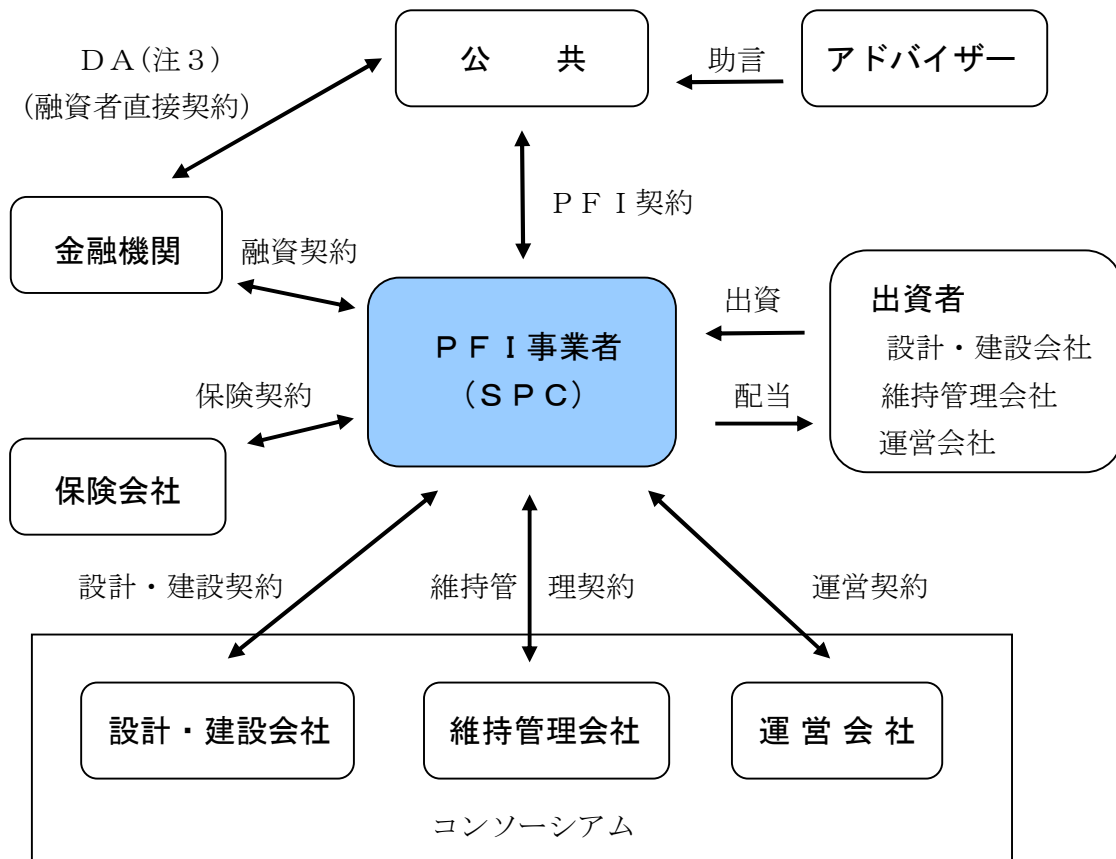
4. P F I の仕組み

P F I 手法の仕組みとしては、公共と、契約に基づき公共サービスを提供する P F I 事業者、P F I 事業者に資金を融資する金融機関や、これらに技術的・法制的な助言を行うアドバイザー(コンサルタント)、リスクを補完する保険会社、設計及び管理運営会社などから構成される形態が一般的です。

P F I 事業は、サービスを提供する施設の設計、建設をはじめ、事業の運営や施設の維持管理までを含んでいるため、通常、P F I 事業に応募しようとする企業は、複数の異業種企業などとコンソーシアム(企業連合)を組みます。コンソーシアムに参加する企業は、それぞれが出資して P F I 事業を実施するための「特別目的会社」(S P C : Special Purpose Company)を設立し、親会社から独立して P F I 事業を実施することになります。

この S P C は、事業に必要な資金をプロジェクト・ファイナンスという借入れ方法で調達し、コンソーシアムに参加している企業と工事請負契約や管理運営委託契約などの個々の契約を結び、P F I 事業を実施します。また、必要に応じ、事業のリスクをカバーするため、保険会社と保険契約をする場合もあります。

P F I 事業の基本的な仕組みは、以下のとおりです。



(注3) DA (Direct Agreement : 融資者直接契約)

公共とPFI事業者に資金を融資する金融機関との間で直接結ばれる契約で、安定的に行政サービスを供給するために結ばれます。

5. PFI導入により期待される効果

(1) 低廉かつ良質な公共サービスの提供

民間業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、設計、建設、維持管理・運営の全部又は一部が一体的に行われること、官民それぞれのリスクの適切な分担により、事業全体のリスク管理が効率的に行われることなどから、事業計画全体を通じてコストの削減と低廉かつ良質な公共サービスの提供が期待されます。

(2) 財政負担の平準化

PFI事業における財政支出は、当該事業の契約期間全体にわたってサービスの対価として支払うことから、公共の財政負担が平準化されます。

(3) 官民の適切な役割分担に基づく新たなパートナーシップの形成

公共施設などの整備などに関する事業を可能な限り民間事業者に委ねることによって、官民の適切な役割分担に基づく新たなパートナーシップの形成が期待されます。

(4) 民間の事業機会を創出することによる経済の活性化

従来、公共が行ってきた公共施設等の整備などを民間事業者に委ねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらす効果があります。また、他の収益事業と組み合わせることにより、さらに事業機会が生み出されるなど、経済の活性化に資する効果が期待されます。

6. P F Iの事業形態

P F I事業形態は、公共とP F I事業者と利用者の関係に着目すると、以下の3つの形態に区分できます。この3つの形態は基本的なものであり、実際の事業実施にあたっては、法制度や採算性など踏まえ、最も効率的かつ効果的な事業形態を構築する必要があります。

(1) サービス購入型

P F I事業者が公共施設の設計、建設、維持管理・運営等を行い、公共からサービス提供の対価として支払われる料金で事業のコストを回収する。この形態がP F Iの主流となっている。



(2) ジョイント・ベンチャー型

官民双方の資金を用いて公共施設の設計、建設、維持管理・運営等を行い、P F I事業者は、公共から補助金等と利用者から利用料金を徴収して事業コストを回収する。



(3) 独立採算型

公共から契約等に基づき事業許可を受けたP F I事業者が、公共施設の設計、建設、維持管理・運営等を行い、利用者から利用料金を徴収して事業コストを回収する。



7. P F Iの事業方式

P F Iの事業方式には、設計、建設、維持管理及び運営の事業推進における公共とP F I事業者との関係に着目した分類として、以下のようなものがあります。事業の際には、リスク管理、補助制度、公物管理制度など様々な観点から検討し、最適な事業方式を選択します。

(1) 公共施設等の建設・改修、維持管理・運営等を行う事業方式

事業方式	概要
B O T (Build Operate Transfer)	P F I事業者が自ら資金を調達し、施設等を建設(Build)し、事業契約期間にわたって維持管理・運営(Operate)を行い、建設資金等を回収した後に公共に施設を移転(Transfer)する。
B T O (Build Transfer Operate)	P F I事業者が自ら資金を調達し、施設等を建設(Build)し、施設の所有権を公共に移転 (Transfer)した後に事業契約期間にわたって、維持管理・運営(Operate)を行い、建設資金等を回収する。
B O O (Build Own Operate)	P F I事業者が自ら資金を調達し、施設等を建設(Build)し、事業契約期間にわたって維持管理・運営(Operate)を行い、建設資金等を回収するが、施設の所有権を最終的に公共に移転しない(Own)。
R O (Rehabilitate Operate)	P F I事業者が自ら資金を調達し、公共が所有する施設等を改修(Rehabilitate)し、管理・運営(Operate)を行う。
D B O (Design Build Operate)	公共が施設の所有、資金の調達を行い、P F I事業者が設計(Design)・建設(Build)・運営(Operate)を行う。

※一宮市は、D B O方式においてもP F I法に則った手続きを進め、事業の公平性と透明性を高めていきます。

(2) 公共施設等の維持管理・運営等を行う事業方式

事業方式	概要
公共施設等運営事業 (コンセッション)	利用料金を徴収する公共施設等について、公共が所有権を有したまま、P F I事業者が運営権を取得し、維持管理・運営等を行う。

8. P F I 事業の導入フロー

P F I 事業は、一般的に次の7つのステップにより実施することとしています。これらは客観性・透明性の確保を目的として定められたものであり、基本的にはこの手順により事務を進めます。

一方で、迅速性・効率性・事務負担軽減等の観点から、各ステップにおいて可能な限り手続の簡易化を図ることも重要です。22 ページ「P F I 事業実施プロセスの簡易化について」を併せて参照してください。

ステップ1



事業の発案

- 想定される公共施設などの整備などの事業で、P F I 事業として実施するかどうかについて検討します。

1. 簡易評価について
2. 事業担当課からの事業の発案
3. 民間事業者からの事業の発案
4. 導入可能性調査実施の検討
5. 幹部会議の開催
6. 導入可能性調査
7. P F I 導入事業の決定

ステップ2



実施方針の策定 及び公表

- 事業の内容、民間事業者の募集や選定方法、官民の役割分担などを明らかにした実施方針を策定し公表します。

1. P F I 事業審査委員会の発足
2. 実施方針の策定
3. 実施方針の公表及び説明会の開催
4. 実施方針策定・公表の留意事項

ステップ3



特定事業の評価 ・選定、公表

- 民間事業者からの意見も踏まえ、V F M 評価を行った結果、P F I で実施することが適切と認められる場合、特定事業の選定を行い公表します。

1. 特定事業の評価・選定
2. 選定結果の公表

ステップ4



民間事業者の募集、
評価・選定、公表

- 競争性、手続きの透明性、事業者選定における評価基準の客観性を確保しながら、PFI事業者を決定し公表します。

1. 事業者募集・選定の考え方
2. 債務負担行為の設定
3. 起債制限比率との関係
4. 民間事業者の募集
5. 民間事業者からの提出書類の受付
6. 事業者の選定
7. 選定結果の公表
8. 特定事業の選定の取り消し

ステップ5



契約等の締結等

- 官民の責任とリスク分担、事業終了時の取り扱いなどの権利義務、市の関与の仕方などを具体的かつ明確に取り決め、契約を結びます。

1. 基本協定の締結
2. 契約交渉
3. 仮契約の締結、議会の議決
4. 契約の締結、公表
5. ダイレクト・アグリーメント（直接契約）

ステップ6



事業の実施、
事業の監視

- PFI事業者は契約に基づき事業を行い、市は事業が適正に実施されているかどうかを監視します。

1. 事業段階におけるモニタリング方法
2. 事業実施期間中にリスクが顕在化した場合の対応

ステップ7

事業の終了

- 契約で定められた事業の終了時期にPFI事業の会社は解散し、建物などの資産は契約に則した措置を行います。

公共施設等運営権（コンセッション）方式の導入フロー

①事業の発案



②実施方針に関する条例の制定

民間事業者の選定の手続、公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項その他必要な事項を条例で規定します（PFI法（以下、本フローにおいて「法」という。）第18条）。



③実施方針の策定、公表

法第5条で定めるもののほか、運営権設定、存続期間、利用料金などについても定める必要があります（法第17条）。



④特定事業の評価・選定、公表



⑤民間事業者の募集、評価・選定、公表



⑥運営権設定の議会の議決

運営権の設定にあたり、あらかじめ議会の議決が必要です（法第19条第4項）。



⑦運営権の設定、公表

運営権を設定し、公表しなければなりません（法第19条）。



⑧実施契約の締結、公表

事業開始前に公共施設等運営権実施契約を締結しなければなりません（法第22条）。



⑨運営権の登録、利用料金の届出

公共施設等運営権者は、事業開始までに公共施設等の管理者等への利用料金の届出が必要です（法第23条第2項）。



⑩事業の開始、届出

公共施設等運営権者は、公共施設等の管理者等に対し事業を開始した旨の届出が必要です（法第21条第3項）。



⑪事業の実施、監視



⑫事業の終了

第2章 一宮市におけるPFI導入の基本方針

1. 一宮市におけるPFIの導入方針

我が国の経済は緩やかに回復しているものの、中小・零細企業は依然厳しい状況が続いており、本市の財政状況も自主財源の根幹をなす市税の伸びは期待できず、一方、扶助費などの義務的経費、災害対策費などの経費は年々増加しており、大変厳しいものになっています。

こうした中、多岐多様化する住民ニーズに応えるためには、本来、行政の責任において行うべき事務や事業であっても、公共サービスの向上やコストの縮減などが図られ、より効果的・効率的な業務の執行が期待できるものについて、民間企業で活用されている経営理念や手法を可能な限り公的部門へ適用するなど、様々な手法の中から最適な方法を選択して導入していかねばなりません。

そこで、その手法の1つとして本市はPFIの導入を積極的に検討していきます。

2. PFI導入の視点

(1) 事業着手まで時間的な余裕があること

PFI事業は、着手までに従来型事業方式よりも時間がかかるため、導入可能性調査から事業者の選定を経て事業者と契約を締結するまで、最低でも1年以上は必要となります。

拙速な事業スケジュールで事業を進めた場合、導入可能性や事業スキームを見誤る、事業者公募の際に民間事業者の意見を反映できない、応募がない、というような事業の根幹や成否に関わるため、余裕を持ったスケジュールが望ましいとされています。

(2) 民間による事業実施に制度的な障壁がないこと

民間事業者が、施設の整備や運営・維持管理を行うことについて、法令や条例、補助制度、税制度などに障害がないことが必要です。

(3) 民間事業者ノウハウが活用できること

民間に同種・類似の業務があり、設計から建設、維持管理・運営など事業終了までの段階で、民間事業者の経験やノウハウが活用できる可能性があることが必要です。

(4) ある程度の事業規模を有していること

PFIでは従来の手法と比べ、手続きに多くの労力や経費などが必要になるほか、民間事業者の資金調達コストにより事業費が増加します。そのため、費用対効果の面からある程度の事業規模を有していることが必要です。当市においては、事業費

の総額が 10 億円以上の事業とします。

(5) 長期にわたり安定して継続される事業であること

P F I は一般的に長期にわたる事業であることから、事業内容が頻繁に変更され、その都度契約変更が必要となるものは適しません。

(6) V F Mが見込まれること

従来手法で事業を実施した場合の総経費（P S C）よりも、P F I を導入した場合の総経費（L C C）の方が下回り、V F Mが見込まれることが必要です。

3. 一宮市における P F I 推進体制

本市における P F I 事業は、事業担当課が中心となり「P F I 導入検討委員会」、「P F I 事業審査委員会」、「外部アドバイザー」、「P F I 事務局」と連携し検討を経て、「幹部会議」の決定を受けて進めていきます。

各組織の所掌事項等は、次のとおりです。

(1) 事業担当課

P F I 導入の検討と具体的な事業の実施は、P F I 事務局と調整しながら事業担当課が中心となって進めます。

事業担当課は、「P F I 事業審査委員会」の事務局を担います。

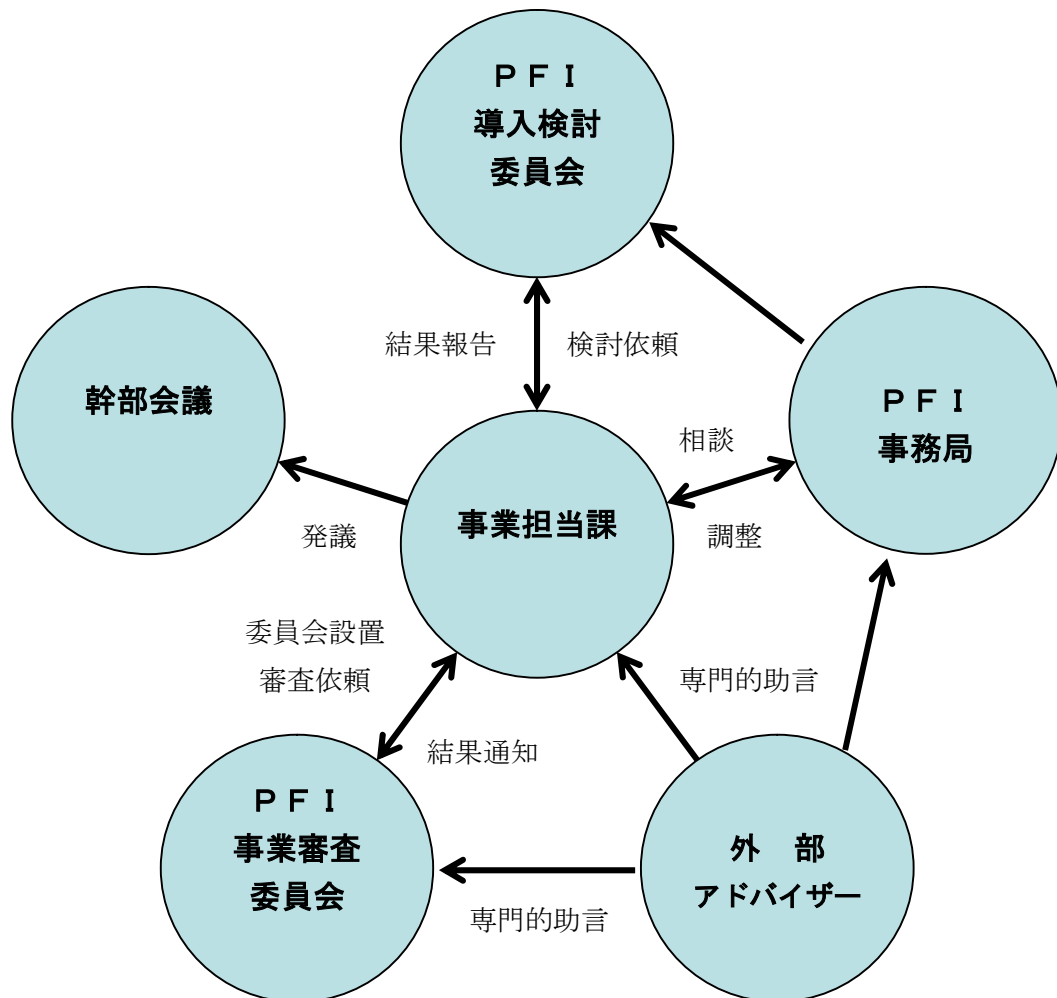
(2) P F I 事務局

事務局は、財務部財政課が担当するものとし、P F I に関するノウハウを先導的に取得し、幅広く発信します。

事務局は、政策課や行政課等関係部局に協力依頼を要請するなど、導入に関する調整役を担います。主な所掌事項は次のとおりです。

- P F I 事業実施支援
- 一宮市 P F I ガイドラインの改正等
- 事業担当課への助言、支援等
- P F I 導入検討委員会の事務局
- P F I 導入検討事業を抽出し、事業担当課への検討要請
- その他 P F I に関すること

《推進体制のスキーム》



(3) PFI導入検討委員会

事業担当課から提出された資料をもとに、アドバイザーを活用したPFI導入可能性調査を行うかどうかを検討します。検討の結果、PFIに適さないと判定した場合には、他の事業手法の選択又は従来型の事業手法によるかどうかの方向性を示し、事業担当課に回答します。

PFI導入検討委員会は、幹部会議においてPFI導入の方針が決定されたときは、引き続き当該PFI事業の推進に向けて、事業担当課からの依頼に基づき必要な検討を行います。

PF I 導入検討委員会について

● 構成

委員長：財務部次長（PF I 事務担当の次長）

委員：政策課長、行政課長、契約課長、財政課長、資産経営課長、
都市計画課長、公共建築課長、事業担当課長

● 所掌事項

① 個別事業におけるPF I 導入可能性調査を行うかどうかの検討

② VFM等の調査結果に基づきPF I 事業導入の検討

③ その他PF I 事業の推進に関すること

● 事務局

財務部財政課（PF I 事務局）

（４）幹部会議

幹部会議は、PF I の導入や実施に関して市としての方針を決定します。

事業担当課からの発議により、PF I 導入検討委員会の検討結果をもとにPF I 導入可能性調査の適否及びPF I 導入の方針を決定するほか、PF I 事業の各段階において重要な判断が求められる場合には幹部会議の審議に付し、決定を行います。

（５）PF I 事業審査委員会

実施方針の策定、特定事業の選定、事業者募集書類（公募書類）の作成、事業者選定等の各プロセスにおける公平性、客観性、透明性を確保することを目的として、個別事業の分野・特性を踏まえ、事業担当課が事業ごとに関係部長及び外部委員で構成するPF I 事業審査委員会を設置します。この委員会は、「実施方針の策定及び公表」から、「特定事業の評価・選定、公表」、「民間事業者の募集、評価・選定、公表」の各段階において開催されます。

なお、委員会を構成する外部委員は、総合評価一般競争入札を実施する場合に意見聴取が義務付けられている2名以上の学識経験者を兼ねるものとします。（地方自治法施行令第167条の10の2、地方自治法施行規則第12条の4）

PF I 事業審査委員会について

● 構成

※メンバーは例示

委員長：外部有識者

副委員長：外部有識者

委員：外部有識者、副市長（一宮市副市長の事務分担等を定める規則第6条の規定により選任した者）、総合政策部長、総務部長、財務部長、建築部長

- 所掌事項
 - ① 実施方針に関すること
 - ② 特定事業の選定・評価に関すること
 - ③ 公募書類に関すること
 - ④ 審査方法、審査基準に関すること
 - ⑤ P F I 事業者選定に関すること
 - ⑥ その他審査に関すること
- 事務局
事業担当課

(6) 外部アドバイザー

アドバイザーの業務としては、次の事項があげられます。

なお、アドバイザーの業務は、基本的にはアドバイスにとどまり、すべての意思決定は「市」が行います。

アドバイザーの主な業務内容

- 事業の範囲、事業方式の検討
- 事業化シミュレーション調査
- 総合評価
- 特定事業の選定に関する支援
- P F I 事業審査委員会の運営支援
- 提案書の評価・審査の支援
- 事業権契約書案の内容と作成支援
- 市場調査
- V F M 評価
- 実施方針の作成支援
- 公募種類の検討と案の作成支援
- 民間事業者選定のための支援

アドバイザーの選定にあたっては、金融、法務、技術の分野における専門的な知識や能力だけでなく、P F I で実施する事業分野に関する一般的な知識、事業を判断する能力や経験、民間事業者や金融機関の考え方等が十分にあるかどうか等といった点にも留意する必要があります。

選定の方法は公募型プロポーザル方式により選定します。

ただし、導入可能性調査を実施したアドバイザーと契約する場合には、継続してアドバイザーに契約する理由を明確にし、P F I 導入検討委員会の了承を得て、随意契約の手続きをするものとします。

アドバイザーの主な選定基準

- 調査の実施方針
- 担当者個人の能力及び経験
- 利益相反の有無
- P F I 類似案件の経験
- アドバイザー(組織として)の能力及び経験
- 課題に対する認識
- アドバイザーの支援体制
- 調査手法
- アドバイザーの外部的な評価

【参 考】

地方自治法施行令第167条の10の2

- 4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

地方自治法施行規則第12条の4

- 第12条の4 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項（これらの規定を同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により学識経験者の意見を聴くときは、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

第3章 P F I 実施手順

1. 事業の発案【ステップ1】

事業の発案は、大きく「事業担当課からの発案」と「民間事業者からの発案」に分けることができます。

これらの発案に対しては、「簡易評価」を行いP F I 事業としての適性を検討し、アドバイザーを活用した導入可能性調査を行うかどうかを判断します。

(1) 簡易評価について

簡易評価としては、次の定性評価と定量評価を行うものとします。

ア 定性評価

定性評価は、次のP F I 導入検討の留意点において当該事業に該当するかチェックを行い、この結果をP F I 検討調書（様式1）としてとりまとめます。

P F I 導入検討の留意点

- 民間事業者の創意工夫の発揮が可能な事業であること。
- 運営や維持管理の比重が大きい事業であること。
- 安定したサービス需要が見込まれる事業であること。
- 業績が明確に算定できる事業であること。
- 適切な事業規模で制度的な制約がないこと。

イ 定量評価

ここでは、簡易的な手法による「V F M評価」（国土交通省所管事業を対象としたV F M簡易シミュレーションを参照）及び「キャッシュ・フロー分析」を行います。これらの評価・分析により、市の財政負担削減効果とP F I 事業の収益性の有無等を確認します。

(2) 事業担当課からの事業の発案

事業担当課は、実施すべき公共事業の事業手法について、簡易評価によりP F I と従来型の手法を比較検討した結果、導入効果が見込まれる事業について、P F I 検討調書、P F I 活用評価書（様式2）等を作成し、P F I 導入検討委員会に検討依頼します。

(3) 民間事業者からの事業の発案

P F I 事業は、P F I 法により民間事業者からの発案が認められているのがひとつの特徴であることから、市のP F I に対する取り組みにおいても、民間事業者から各種の発案があり得ることを認識しておく必要があります。さらに、P F I 事業の推進にあたり、民間事業者が行うことが適切な事業においては、できる限りその実施を民間事業者にゆだねるという原則を踏まえて、民間事業者からの有益な発案については、次の手続

きで進めます。

ア 民間事業者の発案にかかる受付は、各事業担当課で行います。

イ 民間事業者からの発案は、事業担当課において事業計画として検討できるレベルのものを対象とし、事業担当課は、市の事業計画との整合性や公共事業としての妥当性、必要性、緊急性等の観点から、市が実施すべきかを検討し、実施することとした場合にPFIの適性を検討します。

ウ PFI事業として実施することが適当と判断された発案については、事業担当課からの発案と同様の手続きで進めます。

エ 検討結果については、事業担当課が発案を行った民間事業者へ通知するとともに公表します。

オ 公表にあたっては、発案を行った民間事業者の独自のノウハウ等について、民間事業者の希望により公表の対象外とするなど十分な配慮をします。

(4) 導入可能性調査実施の検討

PFI導入検討委員会では、事業担当課からの検討資料に基づいて導入可能性調査の実施について検討します。検討の結果は、意見書を付けて事業担当課に通知します。

また、PFI導入が見込めないと判断された事業については、事業担当課は従来型を含めたその他の手法について検討します。

(5) 幹部会議の開催

事業担当課からの発議により、PFI導入検討委員会の検討結果を踏まえ、PFI導入可能性調査の手続きを進めることについて、市の決定を行います。

(6) 導入可能性調査

PFI導入可能性調査の実施を決定した事業については、事業担当課がアドバイザー委託費等を予算化し、アドバイザー（シンクタンク系のコンサルタント等）を選定します。

PFI導入可能性調査の実施にあたっては、アドバイザーとの作業を効率的に行うために、事業担当課は、事前に次のような事項等について整理しておく必要があります。

- 事業内容の整理

対象となる事業の内容、必要となる施設の内容等を整理するとともに、必要があれば、関連業界の現状や動向、課題等についても整理します。

- 事業条件の整理

PFI導入にあたり、事業の条件を列挙し整理します。

- 法的制約の整理

事業の実施に関して制約を受けると思われる法制度をリストアップし整理します。

● 補助制度の整理

補助金や公的融資、税制優遇等の公的支援について想定されるもの及び適用可能と考えられるものについて整理します。

(7) P F I 導入事業の決定

事業担当課は、P F I 導入可能性調査の結果を速やかに P F I 事務局に提出し、P F I 事務局は P F I 導入検討委員会の開催により、V F Mが見込まれることを確認し導入の決定を行います。

これに基づき事業担当課は、幹部会議において P F I 事業として実施することについて市の最終決定を受けます。

P F I 事業実施プロセスの簡易化について

P F I 事業実施プロセスにおいては、客観性・透明性確保の観点から各種手続を経ることが求められていますが、このことが事務負担の増加や手続期間の長期化の要因となり、P F I 事業を導入する上での課題となっているとの指摘があります。このような現状を受け、内閣府及び総務省は、P F I 事業導入促進のため手続簡易化の方針を示しました（※）。当市においても、手続の簡易化に積極的に取り組むこととし、P F I 検討委員会における検討内容にこれを含めるものとします。

以下に、主としてサービス購入型を対象とした簡易化方法を例示します。

① 基本構想・基本計画段階における事業手法等検討調査の一括実施

施設整備の基本構想・基本計画の策定を業務委託する際には、P F I 等の事業手法の検討に関する業務も委託内容に含め、その中で簡易評価・詳細評価（導入可能性調査）を実施する。

② 効率的なタイミング・方法によるV F Mの算出

手続の段階に応じて、過去の同種事例の実績から算出した簡易的なV F Mを用いるなど効率的な方法でV F Mを算出する。特にP F I 導入検討段階においては簡易評価・詳細評価の一部または全部を省略して導入決定することも可能とする。

③ 実施方針公表後の質問回答の省略

実施方針公表前の調査や同種事業の前例を踏まえた実施方針を策定し、民間事業者が必要とする情報を効率的に提供することで、質問回答を省略し、意見の受付のみとする。

④ 特定事業の選定と民間事業者の募集開始（入札公告）の同時実施

債務負担行為の設定時期と民間事業者の募集開始時期との整合性を図ったうえで、可能な場合は、特定事業の選定と民間事業者の募集を同時に行う。

⑤ 審査委員会の効率的な開催

事業の内容等に応じて、審査委員会における審議事項を民間事業者の選定に関することに絞り込むなど、開催回数を最小限にとどめる。

※【参 考】

- ・内閣府「地方公共団体向けサービス購入型P F I 事業実施手続簡易化マニュアル（平成26年6月）」
- ・内閣府・総務省通知（平成27年12月17日付府政経シ第886号総行地第154号）

（上記の資料の一部は、本ガイドラインの巻末資料として掲載しています。）

2. 実施方針の策定及び公表【ステップ2】

(1) P F I 事業審査委員会の発足

事業担当課は、P F I 事業を実施するにあたって、その実施過程における手続きの公平性や透明性等の確保を図るため、P F I 事業ごとにP F I 事業審査委員会を設置します。

(2) 実施方針の策定

事業担当課は、アドバイザーとともに実施方針案を作成し、P F I 事業審査委員会の意見を踏まえて実施方針を策定します。

実施方針は、民間事業者がP F I 事業に参加する意思を決定するための最初の情報で、募集予告と位置づけることができます。そのため実施方針を策定するにあたっては、民間事業者が十分な検討ができるよう、事業内容をできる限り具体的に記載するとともに、民間事業者の意見を聞き入れる余地を残した内容にすることに留意する必要があります。

また、実施方針は、公表当初において相当程度の具体的内容を備えたうえで、事業内容の検討の進行等に伴い、順次詳細化して補完することが可能です。この場合は、変更された実施方針は速やかに公表します。

なお、実施方針にはP F I 法第5条2項により、以下の内容を具体的に定めることとなっています。

実施方針に記載すべき事項

- 特定事業(P F I 事業)の選定に関する事項
- 民間事業者の募集及び選定基準に関する事項
- 民間事業者の責任の明確化など、事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項
- 公共施設等の立地、規模及び配置に関する事項
- 事業契約(選定事業(公共施設等運営事業を除く。)を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。)の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項
- 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
- その他の特定事業の実施に関し必要な事項

(3) 実施方針の公表及び説明会の開催

実施方針をできる限り早い段階にプレス発表や広報、ウェブサイト等を通じて幅広く公表します。また、必要に応じて民間事業者の関心の度合いを把握するために、実施方針に係る説明会を開催します。

(4) 実施方針策定・公表の留意事項

実施方針策定・公表の留意事項としては、次の事項があげられます。

- ア 特定事業の事業内容、民間事業者の選定方法、必要な許認可、補助、融資、選定事業者が行う事業範囲など、民間事業者が参入するかどうかの検討に必要な事項についてなるべく具体的に記載することが必要です。
- イ 環境対策など、施設建設段階において対応が必要な施策については、具体的に記載することが必要です。
- ウ 公共施設等の管理者などの関与、リスク分担などのついでの方え方をできる限り具体的に明らかにします。
- エ 実施方針を公表するにあたっては、関係住民に対する周知、また民間事業者に対する準備期間の提供という観点から、次の手続きに進むまでに適切な期間が持てるようにスケジュールを設定することが求められます。
- オ 実施方針の公表後、民間事業者からの意見を受け付け、必要に応じ、特定事業者の選定、民間事業者の募集に反映させていきます。

3. 特定事業の評価・選定、公表【ステップ3】

(1) 特定事業の評価・選定

実施方針に基づき、PFI導入可能性を勘案したうえで、PFI事業として実施することが適切であると判断した場合、PFI法第7条に基づく特定事業として選定することになります。

PFI事業として選定するのは、民間事業者に委ねることにより、公共サービスが同一水準にある場合において事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減が期待できるケース、または、公的財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できるケースです。

その場合、財政上の支援に係る支出、民間事業者からの税収その他の収入などが現実に見込まれる場合においてこれらを差し引くなど適切な調整を行うこと、また、民間事業者に移転されるリスクをできる限り合理的な方法で勘案することに留意したうえで、公的財政負担の総額を算出し、これを「現在価値」に換算してVFMを計算します。

PFIのように長期的な事業について将来の収支の適正な比較を行うためには、このような視点に立って、事業の収支計画に基づいて将来の収支を現在の価値に換算することが必要です。

なお、公共サービスの水準の評価は、できる限り定量的に行うことが望まれますが、定量化が困難なものを評価する場合には、客観性を確保したうえで定性的な評価を行うようにします。

(2) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容とあわせ、速やかに公表します。なお、特定事業の選定を行わない場合（PFI事業として実施することを断念する場合）も、理由を付して公表します。

公表の方法は、実施方針の場合と同様ですが、次の点に留意する必要があります。

ア 民間事業者の選定、その他公共施設等の整備等の実施への影響に配慮する。

イ 公的財政負担の見込額については、原則として公表する。ただし、公表することにより、その後の入札等において正当な競争を阻害する恐れがある場合等は、縮減の額または割合の見込みのみを示すこととします。

4. 民間事業者の募集、評価・選定、公表【ステップ4】

(1) 事業者募集・選定の考え方

PFI事業における事業者選定の方法としては、通常、「総合評価一般競争入札」と「公募型プロポーザル方式」の2つがあります。前者は、地方自治法第234条における競争入札、後者は随意契約に該当します。これらの方法にはそれぞれ特色があり、事業規模及び内容等を総合的に勘案することにより、どちらの方法を採用するか検討する必要があります。

いずれの方法を採用した場合でも、できる限り透明性、客観性、公平性の確保に努める必要があります。

先行事例を見ていると、公募型プロポーザル方式を採用している事業の方がやや多いのが現状です。これは、総合評価一般競争入札の場合には、入札公告時に提示した条件の変更や応札者との交渉ができないため、民間のアイデアや優れた提案を生かすことができないこと、また、PFIは性能発注に基づき事業のライフサイクルにわたる提案を評価し、さらにリスクの最適配分をも実現しようとするなど複雑な仕組みであり、交渉や条件変更が途中でできない一般競争入札方式では、実務上無理がある等といったことが理由としてあげられます。

○総合評価一般競争入札

地方自治法施行令第167条の10の2に規定された契約方法で、予定価格の制限の範囲内において、価格だけでなくその他の条件（サービスの水準、リスクへの対応方法、技術的能力や安全性等）もあわせて、最も評価点の高い事業提案をした者を落札者とする方法です。なお、総合評価一般競争入札を行う場合には2名以上の学識経験者の意見を聴かなければなりません。

○公募型プロポーザル方式

地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合は、公募型プロポーザル方式による随意契約が可能です。

公募型プロポーザル方式は、「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画（平成6年1月18日閣議了解）」に示されている調達方式で、「建設工事の設計・コンサルティングの調達において提案書の提出を求め、最も優れた提案書を提出したものを特定するもの」であり、随意契約の予備手続きに位置づけられます。公募により提案を募集し、あらかじめ示された評価基準に従って優先順位を決めた後、最優先順位の者と契約を締結する方式であり、交渉や契約条件の変更を柔軟にできるメリットがあります。

総合評価一般競争入札と公募型プロポーザル方式の特色を比較し、まとめると次のとおりとなります。

項 目	総合評価一般競争入札	公募型プロポーザル方式
契約書案の作成	○ 入札前の提示が可能 × 入札前に数か月の作成期間が必要となる。	○ 公募前に「条件規定書」という形で骨格を提示する。契約書案と比べて粗いものでも可能。
事業者の選定	◆ 審査基準にもよるが、最終的には公募型プロポーザル方式と比べ価格に対する比重が大きい。 ◆ 価格抜きで審査基準を設定することはできない。	◆ 審査基準にもよるが、価格にかかわらず、最も優れた内容の提案を採用することが可能。 ◆ 総合評価一般競争入札に比べて自由度が高い。
契約交渉	○ 基本的には不可であり、詳細部分の調整のみ。	× 数か月の期間が必要であり、契約交渉が整わない可能性も残される。
契約内容の変更	× 事業者選定後には、基本的に契約書の内容は変更できない。	○ 基本的には条件規定書に従うが、事業者の提案に応じて契約内容を決めるため、弾力性がある。
契約が締結に至らない場合	× 再入札が必要とされる(ただし、会計法令に従い随意契約が可能になる場合もある。)	○ 優先交渉権者との交渉が決裂した場合、当初の取り決めに従い、次順位者と交渉する。
適していると思われる案件	◆ 事業者の提案に係る部分が少なく、公共側の求める事業の内容、サービス水準等が明確な案件。	◆ 事業者の提案に係る部分が多く、公共側で条件規定書の詳細を決定できない案件。
その他	◆ 落札者決定の際、2名以上の学識経験者の意見を聴く必要がある。	

○：メリット ×：デメリット ◆：その他

(2) 債務負担行為の設定

長期間の契約となるPFI事業の場合、事業担当課は地方自治法第214条の規定に基づき、将来の支払額について債務負担行為を設定しておかなければ、契約を締結することができません。

総合評価一般競争入札を採用する場合は、入札公告前までに債務負担行為を設定することが必要です。一方、公募型プロポーザル方式では、優先交渉権者との随意契約となることから、選定までの評価プロセスは支出負担行為に該当しないため、仮契約時点までに設定しておけばよいことになります。

また債務負担行為の設定額は、施設の建設取得費のみではなく、維持管理・運営に関する費用を含んだ、事業全体に係る事業費の総額となることに留意する必要があります。

(3) 起債制限比率との関係

平成12年3月29日付け自治事務次官通知「地方公共団体におけるPFI事業について」（自治画第67号、平成17年10月3日総行地122号により一部改正）では、PFI事業における債務負担行為に係る支出のうち、施設整備費や用地取得費に相当するもの等公債費に準ずるものを起債制限比率の対象としていることに留意する必要があります。

(4) 民間事業者の募集

事業担当課は、入札説明書（公募型プロポーザル方式の場合は募集要項）、要求水準書、事業権契約書案、落札者決定基準（公募型プロポーザル方式の場合は、優先交渉権者決定基準）を告示・公表します。また、事業担当課は、民間事業者に対して入札説明書（募集要項）等に関する説明会を必要に応じて開催します。質問・回答については全て書面で行い、内容は公表します。

(5) 民間事業者からの提出書類の受付

事業担当課は、民間事業者から入札説明書（募集要項）に定めた提案書類を受け付けます。

(6) 事業者の選定

事業担当課は、民間事業者からの提出書類を取りまとめ、PFI事業者の選定をPFI事業審査委員会に依頼します。

PFI事業審査委員会は、公表した落札者決定基準（優先交渉権者決定基準）に基づき、最優秀提案者の選定を行い事業担当課に報告します。事業担当課は、これを受けて落札者（優先交渉権者）を市長の決裁を得て決定します。

審査は、事業内容や応募する民間事業者の負担を考慮し、二段階で行うことも検討します。

(7) 選定結果の公表

事業者選定結果は、速やかに公表するものとします。あわせて、事業者選定過程の透明性を確保するために、必要な資料を公表することとします。ただし、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある事項は除きます。

(8) 特定事業の選定の取り消し

応募者がなかった等の理由によりPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消します。その場合、事業担当課は、その理由を所要の資料とあわせて速やかに公表します。

また、事業担当課はアドバイザーとともに、応募がなかった理由を調査したうえで事業を再検討します。

5. 契約等の締結等【ステップ5】

事業権契約書には、契約当事者双方の権利義務、リスク分担、事業継続困難時の措置等について具体的にかつ明確に規定します。

事業担当課は、アドバイザーや関係部課の協力を得ながらPFI事業者と交渉し、契約書等を取りまとめます。

(1) 基本協定の締結

PFI事業においては、一般的に落札者がSPC（特別目的会社）を設立することになりますが、SPCは落札者が決定した後に設立することが一般的であり、設立までに一定の期間を要するため、PFI事業においては基本協定を発注者と落札者が締結します。具体的に定められる事項は、次のとおりです。

- 落札者の事業提案の位置付け及び契約締結に係る責任の基本合意
- 契約締結に係る努力規定
- SPCの設立に関する事項
- SPCへの出資者及び出資内容に関する事項
- SPC株式の譲渡制限に関する事項
- 契約不成立時の責任に関する事項

(2) 契約交渉

ア 総合評価一般競争入札の場合

総合評価一般競争入札の場合には、基本的に、PFI事業者は示された規約書案を受け入れることを前提としているため、契約交渉の余地はないとされています。しかし、PFI事業者の提案に係る部分は当初の契約書案にはないため、この部分を付け加える必要がありますが、当初の契約書案の条件や内容を変更するような事項を付け加えることはできません。

イ 公募型プロポーザル方式の場合

公募型プロポーザル方式の場合は、PFI事業者の提案を取り込んで条件規定書を補完していく過程で、優先交渉権者との契約交渉が必要となります。ただし、条件規定書で定めた基本的な事項については、選定されなかった他の事業者との関係上、不公平な取り扱いが生じる可能性があるため変更はできません。

契約には、想定されるリスクについては全て、その分担や費用負担、賠償条件などを明確に取り決めておく必要があります。また、事業に問題があった場合の措置、特に介入権（行政が、事業権をSPCから引き上げ、自ら事業を行う権利）の行使基準などを明確に定めておく必要があります。

公共サービスの水準を維持、向上させるためには、インセンティブ規定や罰則規定（要求される水準を上回った場合の報償、下回った場合の罰金の付与などを定めた規定）な

どが非常に重要であることから、十分検討する必要があります。

モニタリング（サービス水準の監視）については、事業内容に応じてサービスに対する市民の評価が適切に反映される仕組みを構築する必要があります。

また、第三者（民間監査機関、NPO、市民団体など）の監査など客観的評価が可能な方法をできる限り仕組みとして取り入れることが望まれます。

（３）仮契約の締結、議会の議決

PFI事業における契約金額のうち、維持管理・運営等に関する金額を除いた施設整備費の元金相当額が1億5,000万円以上となる事業は、PFI事業者との契約前に、PFI事業契約議案を議会に提出し、議決を得なければなりません（PFI法第12条、PFI法施行令第3条）。

この場合は、入札等により事業者が決まった段階で、当該選定事業者と仮契約を締結したうえで、議会に議案を提出します。

（４）契約の締結、公表

事業担当課は、議会の議決後、PFI事業者が組成したSPCと、本市の手続きに従い本契約を締結します。また、直接契約については金融機関との間で締結します。PFI事業における契約書は、長期間にわたり提供されるサービスの内容、サービス対価の支払い、様々なリスクに対する対応など、多くの事項を網羅しておく必要があるため、アドバイザーも活用して慎重な検討を行うことが必要です。また、各項目については、後で疑義が生じないように、明確に記述していくことが必要です。

締結した契約の内容は、事業者の不利益となる部分を除いて、原則、遅滞なく公表します。

（５）ダイレクト・アグリーメント（直接契約）

本契約の締結と並行して、事業担当課は、金融機関とダイレクト・アグリーメントを締結します。

ダイレクト・アグリーメントとは、市とSPCに対する貸し手の金融機関との間で直接結ばれる契約で、安定的に行政サービスを供給するために結ばれます。

市は、SPCの破綻時あるいは破綻の可能性が極めて高い場合でも即座に事業権契約を解除することはせず、事前に金融機関と協議を行い、金融機関が事業に介入して修復する機会を与えます。これにより、金融機関は、破綻した事業者に代わる新たな事業者を探す等、事業の継続を図ることができます。市から金融機関に与えられるこの権利を「ステップ・インライト(Step-in Right:介入権)」といいます。

6. 事業の実施、事業の監視【ステップ6】

(1) 事業段階におけるモニタリング方法

PFI事業におけるモニタリングは事業担当課において、施設の建設及び施設の運営双方の段階で適切に行われなくてはなりません。いずれの段階においても、事業者からの報告による監視と事業担当課による監視を適切に組み合わせるとともに、契約書に必要な規定をしておくことが必要になります。また、その監視した結果については、必要に応じて市民等に公開します。

施設の建設段階におけるモニタリングは、工事監理などの専門知識が必要なことから、必要に応じて建築部の協力を得て、あるいは設計・事業監理会社などへの委託により行う必要があります。この段階では、契約書に基づいて適切な施設建設が行われていることを確認します。また、建設の進捗が当初の予定通りであるかについても確認が必要です。

施設の運用段階におけるモニタリングは、当初想定されたサービスが適切に提供されているか、SPCが健全な財務状況で運営されているかを中心に監視を行います。また、PFI事業の業績や経営状況等は、ダイレクト・アグリーメントに基づき金融機関も監視します。

事業担当課は、SPCの提供する公共サービスが計画された水準を下回っていると判断したときは、公共施設の管理者として、契約に基づき、要望・指導・命令の対応を行います。

(2) 事業実施期間中にリスクが顕在化した場合の対応

事業担当課は、事業期間中に顕在化したリスクについては、契約に則り速やかに対処します。

また、契約に記載されていない想定外のリスクが顕在化した場合には、速やかにSPCと協議（必要に応じて専門家による調査の実施）し、対応を検討することとなります。

7. 事業の終了【ステップ7】

契約満了日が到来した場合、事業担当課は関係部課等の協力を得て事業の終了手続きを進めます。

終了時の手続きについては、原状回復義務の有無や、契約延長の可否、所有権の移転の方法等、あらかじめ事業権契約で取り決めた措置に従っていきます。ただし、当初の契約段階では予想できない状況や環境に変化の可能性が大きいといった事項に対応するためにも、契約満了日の前に、あらかじめ余裕を持って協議を行う必要があるものと考えられます。

また、事業終了後においては、今後のノウハウ蓄積のために、事業期間全般にわたる評価を行い、幹部会議などに報告するものとします。

PFIの手続の簡易化について(概要)

目的

手続簡易化のためのガイドラインの改正及びマニュアルの作成によるPFI事業の導入促進

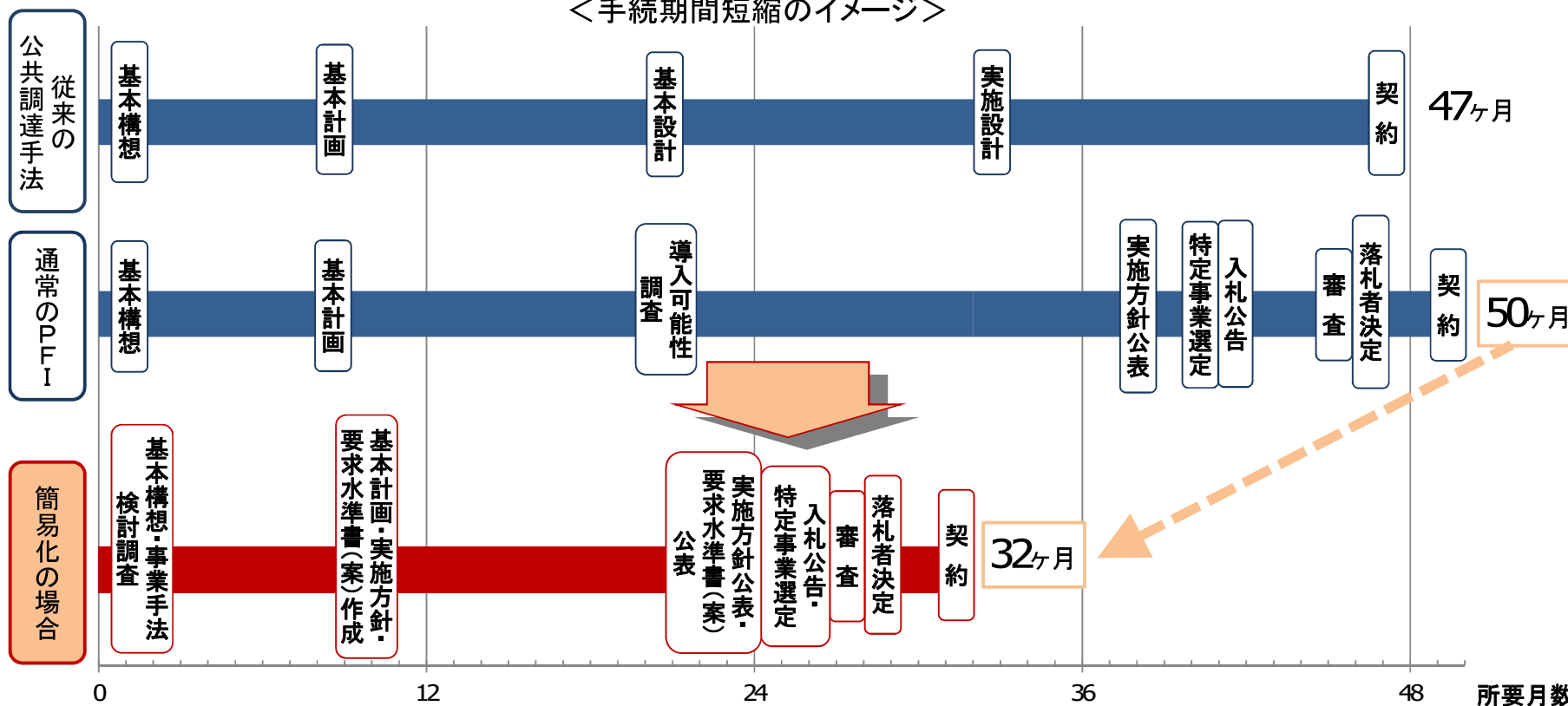
対象

サービス購入型事業（施設整備の比重の大きい学校等、維持管理・運営業務の内容が定型的な公営住宅・事務庁舎等）

簡易化のポイント

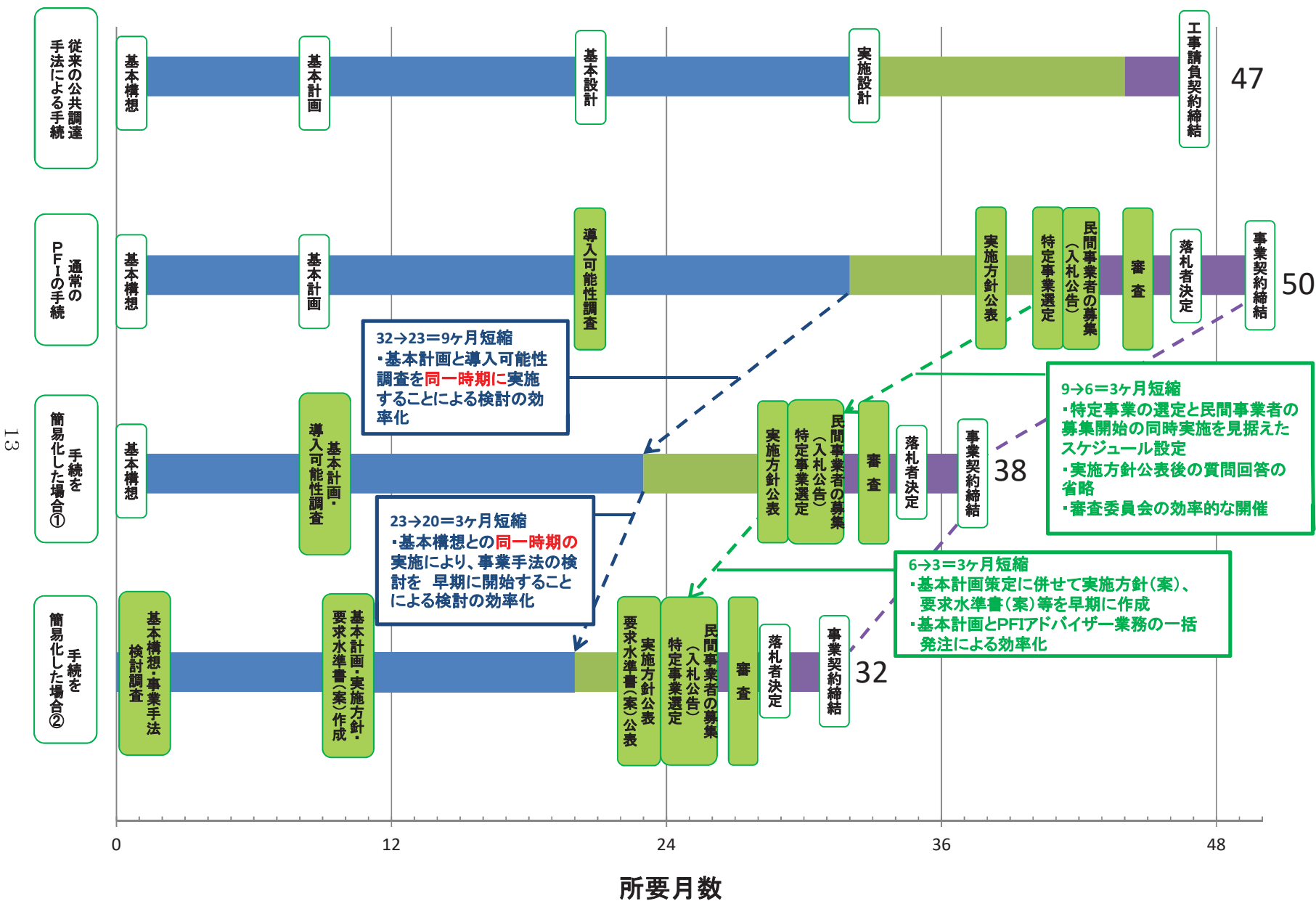
- (1) 構想・計画と検討調査の一括実施
- (2) 効率的なタイミング・方法によるVFMの算出
- (3) 質問回答の効率化
- (4) 特定事業選定と入札公告の同時実施
- (5) 審査委員会の効率的な開催
- (6) 標準契約等の各種書類のひな型の提供

<手続期間短縮のイメージ>



PFI事業実施手続の期間短縮イメージ

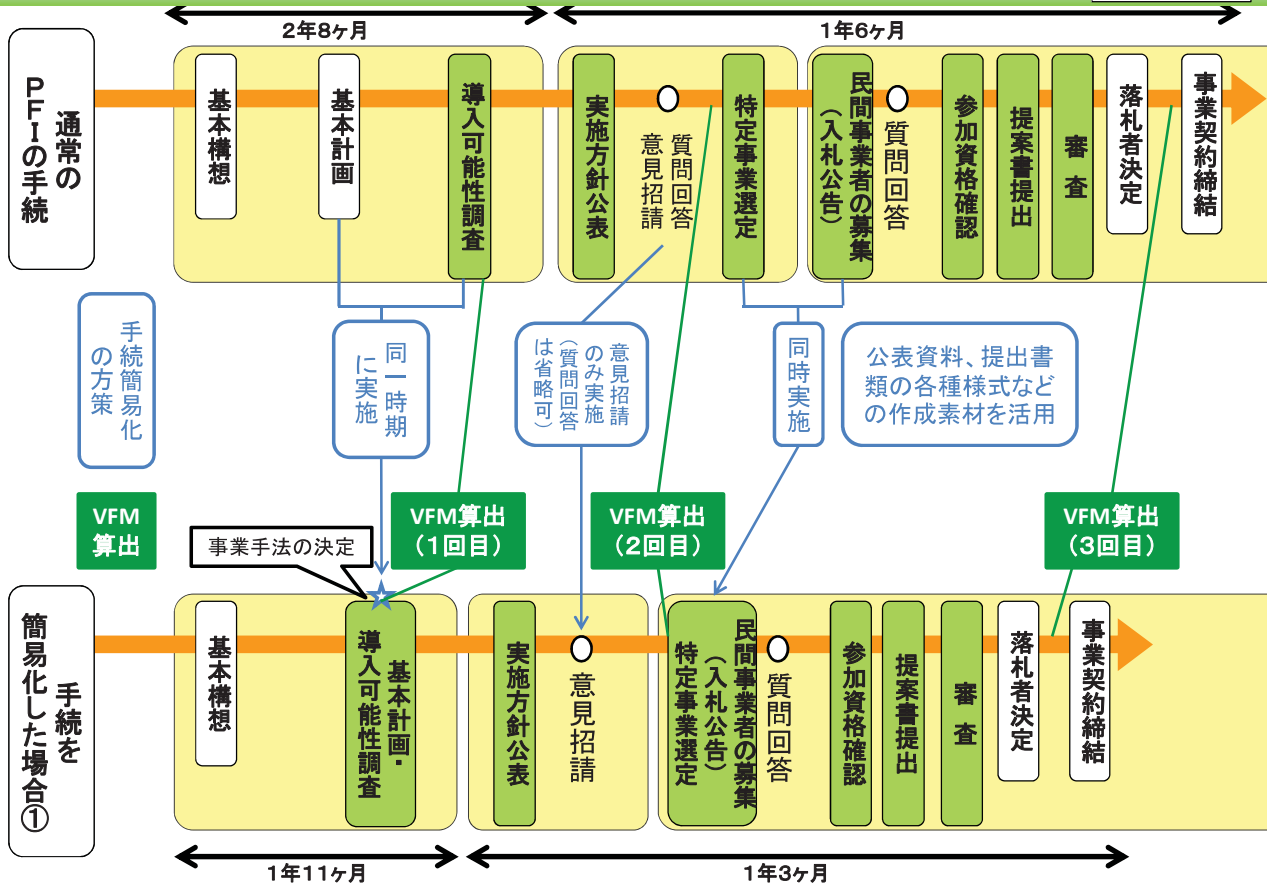
参考資料1



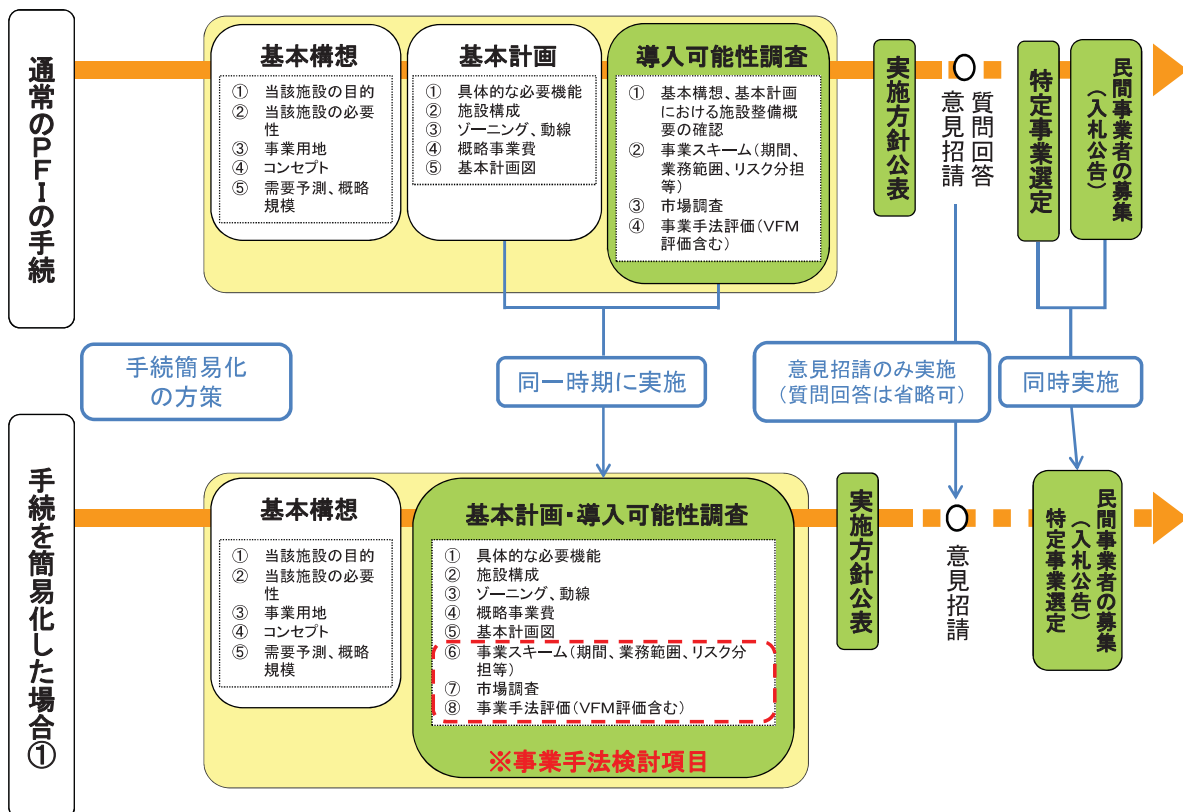
13

PFI事業実施手続のスケジュール(案) 通常のPFI手続との比較その①

参考資料2

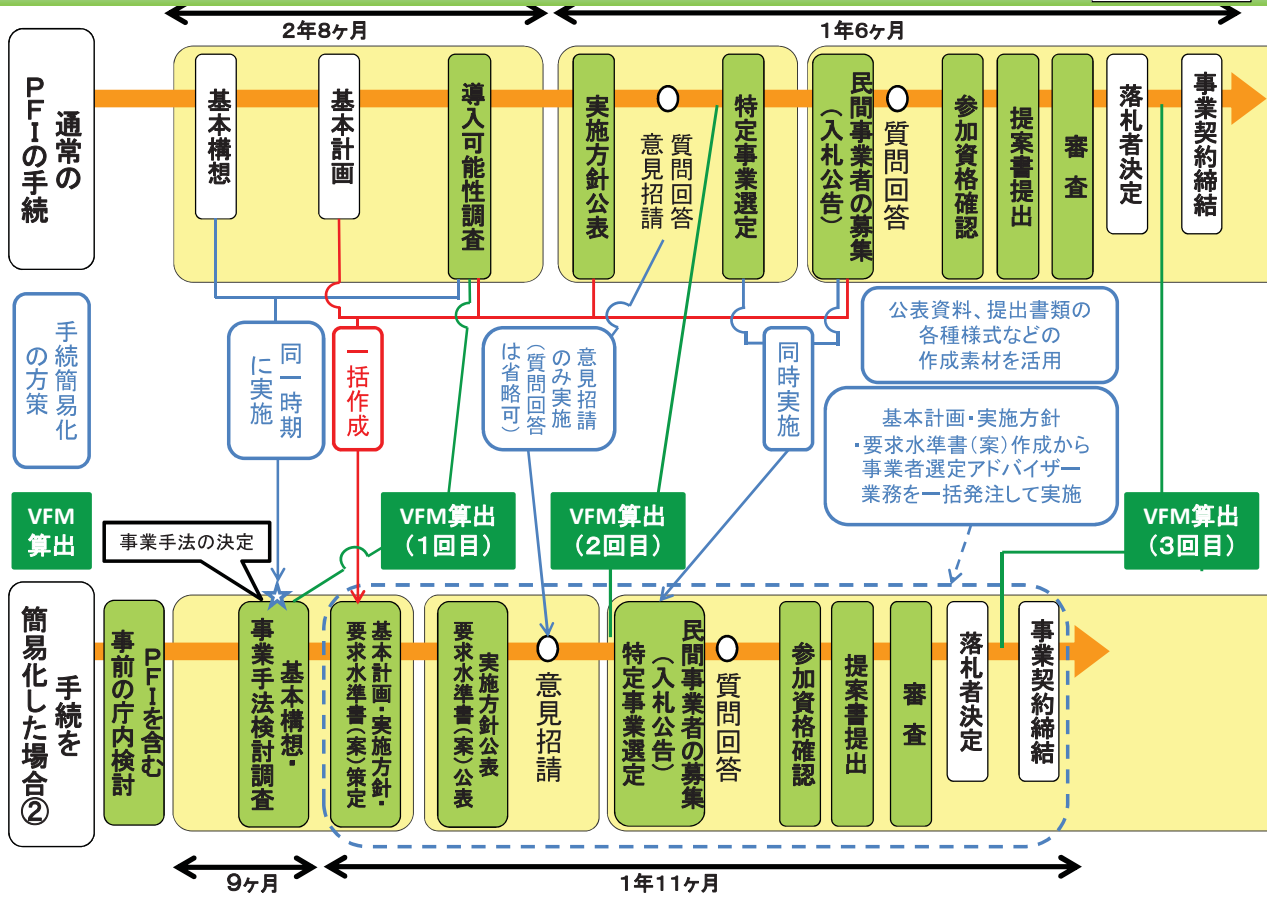


PFI事業実施手続のスケジュール(案) 通常のPFI手続との比較その①【業務範囲補足】

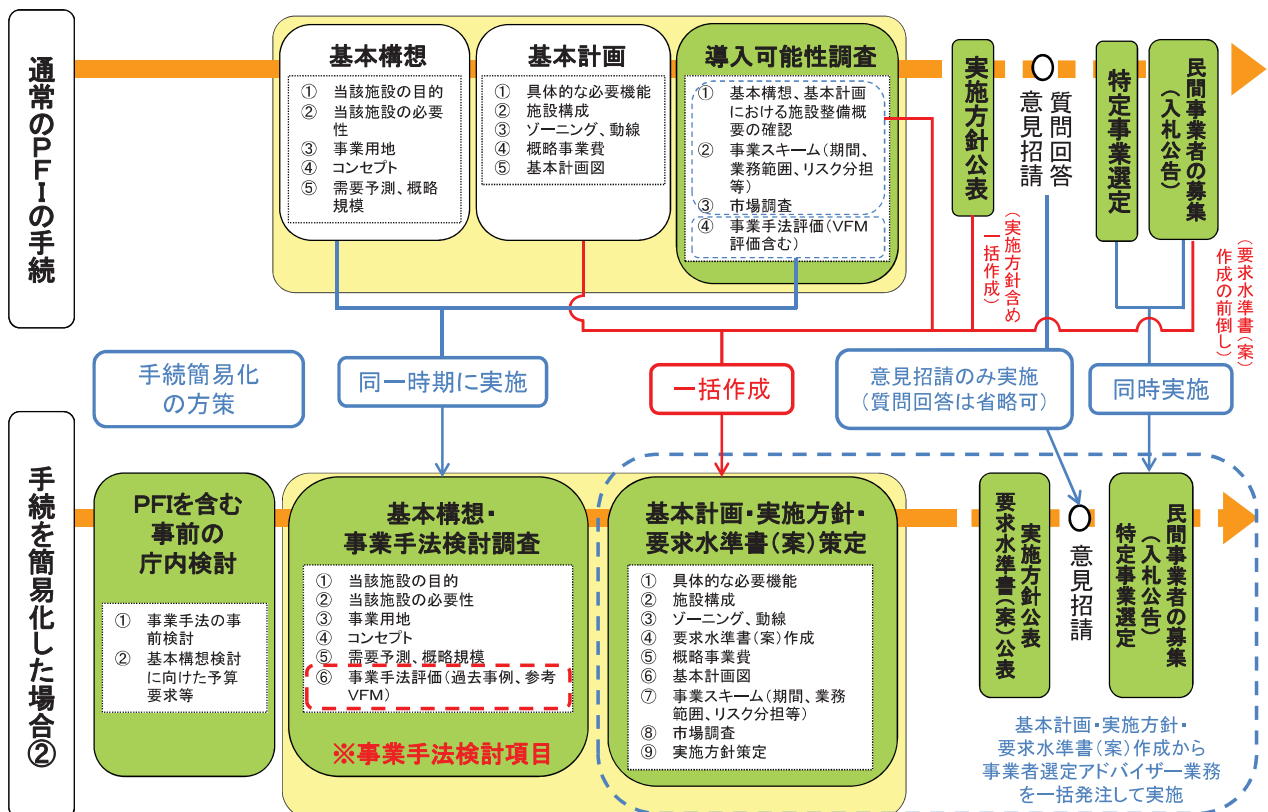


PFI事業実施手続のスケジュール(案) 通常のPFI手続との比較その②

参考資料3

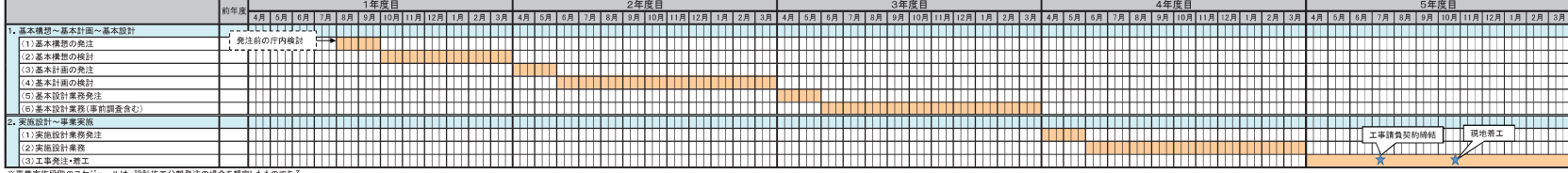


PFI事業実施手続のスケジュール(案) 通常のPFI手続との比較その②【業務範囲補足】



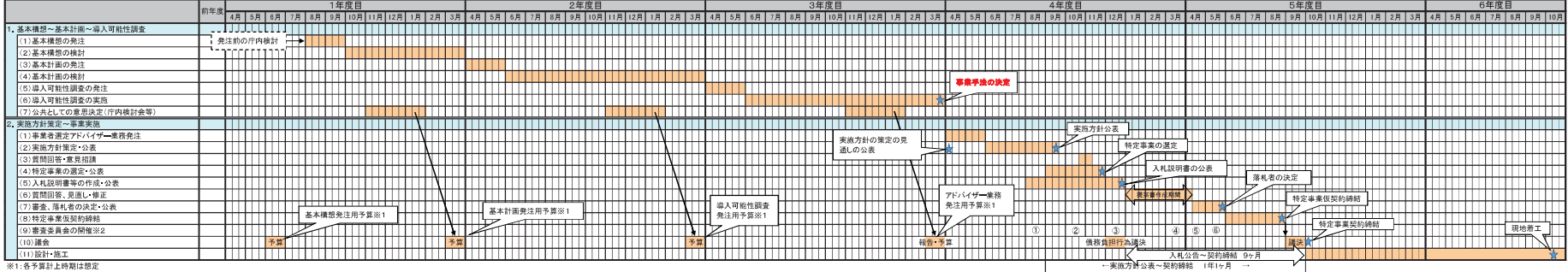
○PFI事業実施手続のスケジュール(案)

■従来の公共調達手法による手続(例)



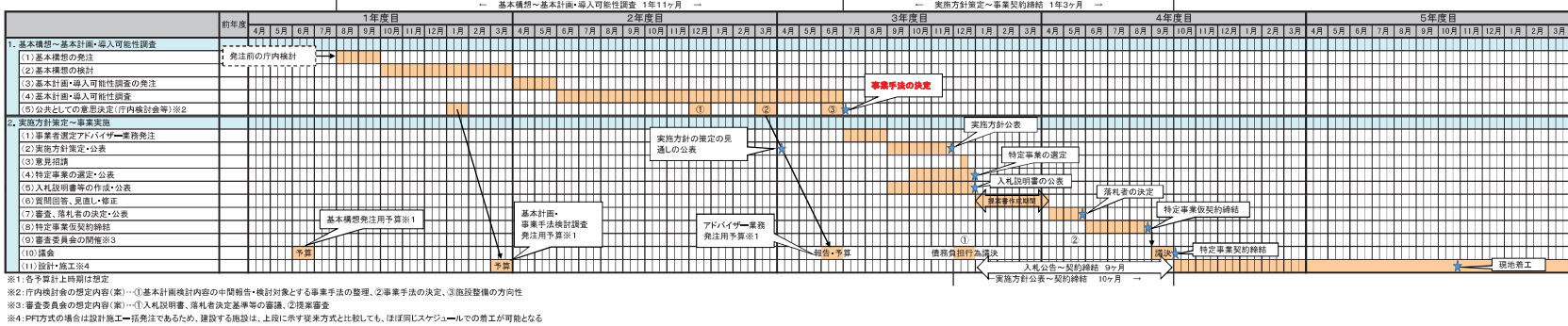
※事業実施段階のスケジュールは、設計施工分離発注の場合を想定したものである

■通常のPFIの手続(例)

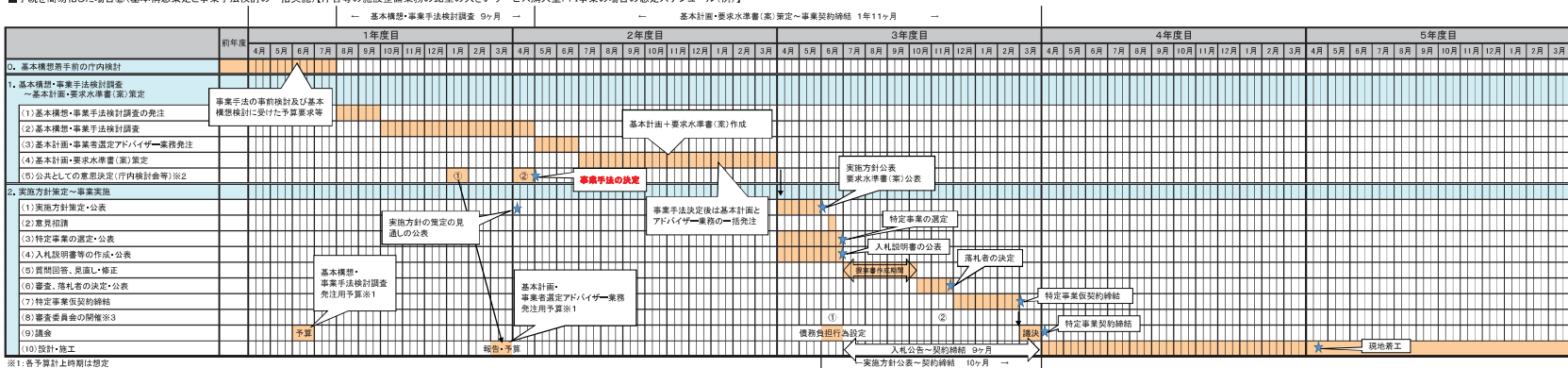


※1: 各予算計上時期は想定
 ※2: 審査委員会の想定内容(案)→①実施方針等の審議、②特定事業の選定、入札説明書、落札者決定基準等の審議(1回目)、③入札説明書、落札者決定基準等の審議(2回目)・特定事業の選定に関する報告、④経過報告、審査の進め方について、⑤提案審査(1回目)、⑥提案審査(2回目)
 ※3: 審査委員会の想定内容(案)→①入札説明書、落札者決定基準等の審議、②提案審査
 ※4: PFI方式の場合は設計施工一括発注であるため、建設する施設は、上段に赤字発注方式と比較しても、ほぼ同じスケジュールでの着工が可能となる

■手続を簡易化した場合①(基本計画策定と導入可能性調査の一括実施)【庁舎等の施設整備業務の比重の大きいサービス購入型PFI事業の場合の想定スケジュール(例)】



■手続を簡易化した場合②(基本構想策定と事業手法検討の一括実施)【庁舎等の施設整備業務の比重の大きいサービス購入型PFI事業の場合の想定スケジュール(例)】



※1: 各予算計上時期は想定
 ※2: 庁内検討会の想定内容(案)→①基本構想検討内容の中間報告・検討対象とする事業手法の整理、②基本構想・事業手法の決定
 ※3: 審査委員会の想定内容(案)→①入札説明書、落札者決定基準等の審議、②提案審査
 ※4: PFI方式の場合は設計施工一括発注であるため、建設する施設は、上段に赤字発注方式と比較しても、ほぼ同じスケジュールでの着工が可能となる

参考資料 5

府政経シ第 886 号
総行地第 154 号
平成 27 年 12 月 17 日

各都道府県 **PEI** 担当部長 殿
市町村担当部長 殿
各政令指定都市 **PEI** 担当部長 殿

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)(公印省略)
総務省大臣官房地域力創造審議官(公印省略)

「多様な **PPP/PEI** 手法導入を優先的に検討するための指針」について(要請)

平素より内閣府及び総務省の施策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様な **PPP/PEI** 手法を拡大することが必要となっております。

このため、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)においても「**PPP/PEI** の飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、**PPP/PEI** 手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である。具体的には、国や例えば人口 20 万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様な **PPP/PEI** 手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。」とされたところです。

これを踏まえ、平成 27 年 12 月 15 日に開催された民間資金等活用事業推進会議において、「多様な **PPP/PEI** 手法導入を優先的に検討するための指針」(別添 1)が決定されました。

人口 20 万人以上の地方公共団体におきましては、当該指針を踏まえ、平成 28 年度末までに優先的検討規程を定めていただきますようお願いするとともに、早期の優先的検討規程の策定が可能な団体におかれましては、なるべく早い時

期に定めていただきますよう特段の配慮をお願いいたします。また、所管公共法人に対し、当該指針が決定されたことを通知し、同様の取組を行うよう要請していただきますようお願いいたします。

その他の地方公共団体におきましても、当該指針を踏まえ、必要に応じて、同様の取組を行っていただきますようよろしくをお願いいたします。

さらに、各都道府県においては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかに御連絡いただき、その趣旨が周知徹底されますようお願いいたします。

なお、内閣府においては、本指針の運用に際して参考となる手引きを作成することとしておりますので、活用していただきますようお願いいたします。また、優先的検討をはじめ、PPP/PFIの推進に資する支援措置（別添2）を講じておりますので、当該支援措置を活用することについても御検討いただきますようお願いいたします。

また、公共施設整備事業を所管する各省各庁においては、必要に応じて、それぞれ所管する公共施設整備事業について、公共施設等を管理する国、地方公共団体及び公共法人が優先的検討規程を定める場合に参考となるべきガイドラインを定めることとしておりますので、活用していただきますようお願いいたします。

さらに、本指針の検討の参考とするために依頼をした「PPP/PFIの実施状況等に関する調査について（依頼）（平成27年8月31日府政経シ494号総行地第116号）」の結果について、別添3-1及び3-2のとおり取りまとめましたので、御報告します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものです。

<p>以下の添付資料はこの巻末資料では省略している</p> <ul style="list-style-type: none">・別添2（PPP/PFIの推進に資する支援措置）・別添3-1（人口20万人以上地方公共団体向けアンケート結果）・別添3-2（地方公共団体向けアンケート結果）
--

多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するプロセス概要

【対象事業主体】

- ・国、地方公共団体、公共法人(独法、公社等)

【対象施設】

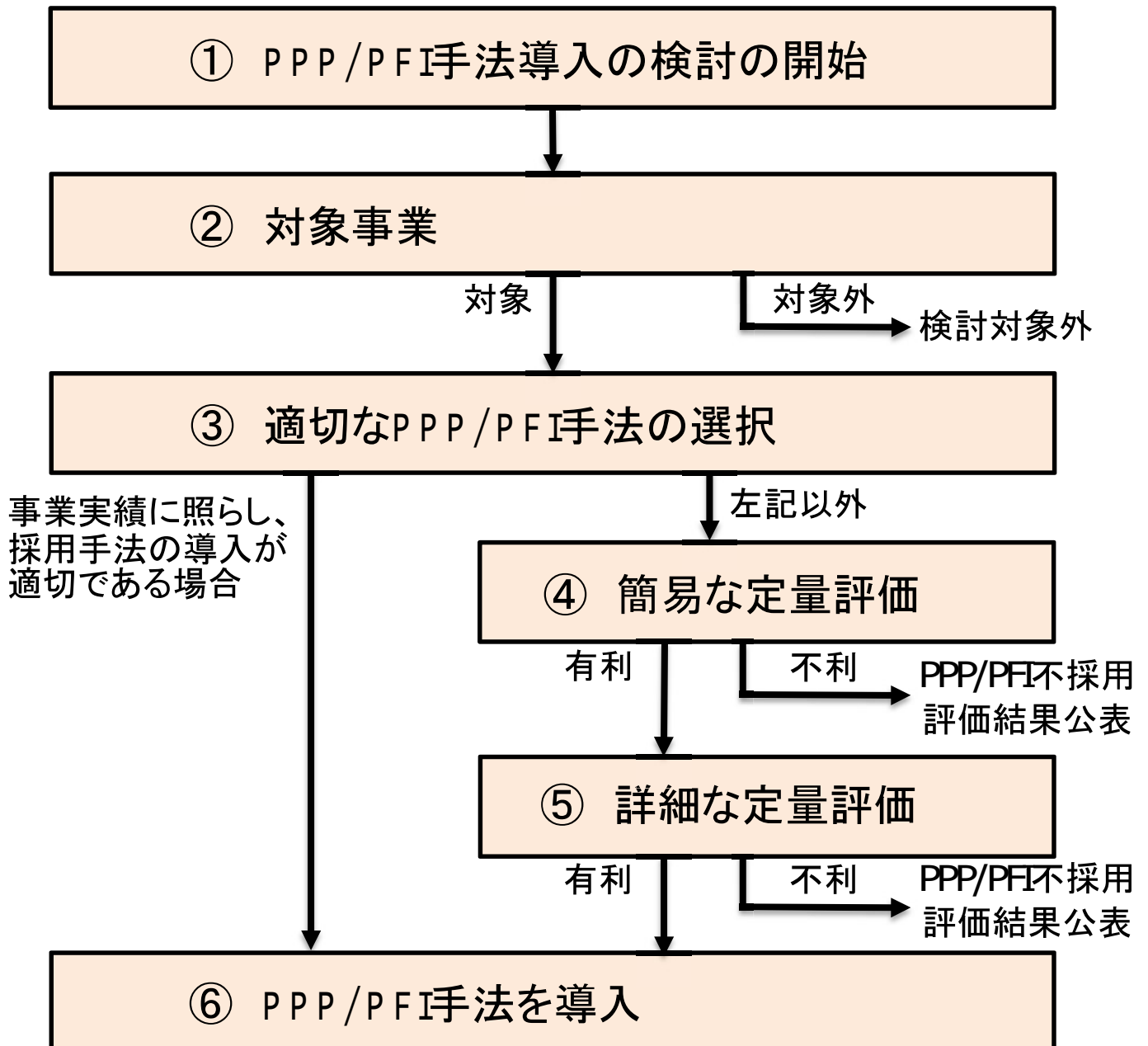
- ・公共施設等

(例えば空港、上下水道等の利用料金が発生する施設や庁舎、宿舍、公営住宅、学校等を含む。)

【対象事業】

- ・整備等

(例えば新規建設、改修のみならず、運営、維持管理を含む。)



多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針について

11月19日 PF推進委員会(調査審議)

12月15日 PF推進会議(決定)

12月15日 内閣府から各省庁に通知・要請(指針を添付)

通知・要請
(12月15日)

各省庁

内閣府・総務省
(総務省と連携)

その他省庁(国土交通省等)

通知・要請
(12月17日)通知
(12月中)通知・要請
(12月中)内閣府・総務省
の文書を添付

地方公共団体

地方公共団体
(所管事業担当部局)所管公共法人
(独法、特殊法人等)

通知・要請

所管公共法人
(公社等)

多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針

平成 27 年 12 月 15 日
民間資金等活用事業推進会議決定

極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様な PPP/PFI 手法を拡大することが必要である。

このため、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）においても「PPP/PFI の飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、PPP/PFI 手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である。具体的には、国や例えば人口 20 万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。」とされたところである。

これを踏まえ、多様な PPP/PFI 手法の導入を優先的に検討するための指針を定める。

1 本指針の位置付け

公共施設等の整備等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等をいう。本指針において同じ。）に関する事業（以下「公共施設整備事業」という。）の基本構想、基本計画等の策定や公共施設等（法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等をいう。以下同じ。）の運営等（法第 2 条第 6 項に規定する運営等をいう。以下同じ。）の方針の見直しを行うに当たっては、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること（以下「優先的検討」という。）が行われるべきである。

このため、公共施設等の管理者等（同条第 3 項に規定する公共施設等の管理者等をいう。以下同じ。）は、それぞれ優先的検討のための手続及び基準等（以下「優先的検討規程」という。）を定め、的確に運用することが求められる。

本指針は、公共施設等の管理者等が、優先的検討規程を定める場合によるべき準則を定めるものである。

2 優先的検討規程の策定等

公共施設等を管理する国（法第2条第3項第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）及び公共法人（法第2条第3項第3号に掲げる者をいう。以下同じ。）は、本指針に基づき、それぞれ管理する公共施設等について、優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うものとする。

また、公共施設等を管理する人口20万人以上の地方公共団体は、地域の実情を踏まえ、本指針に基づき、それぞれ管理する公共施設等について優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うことが求められるほか、これ以外の地方公共団体であっても同様の取組を行うことが望ましい。

加えて、公共施設整備事業を所管する大臣は、本指針に基づき、それぞれ所管する公共施設整備事業について、公共施設等を管理する国、地方公共団体及び公共法人が優先的検討規程を定める場合に参考となるべきガイドライン（以下単に「ガイドライン」という。）を定めることができるものとする。

なお、公共施設等の管理者等は、優先的検討規程又はガイドラインを定めた場合には、当該優先的検討規程又はガイドラインをインターネット上で公表する。

3 優先的検討の手続

一 優先的検討の開始時期

公共施設等の管理者等は、新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

イ 「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）Ⅳの「行動計画」（以下「インフラ長寿命化行動計画」という。）の策定又は改定を行うとき

ロ 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日総務省自治財政局通知）第2の「経営戦略」の策定又は改定を行うとき

ハ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）Ⅱ2（3）の「地方版総合戦略」の策定又は改定を行うとき

二 対象事業

イ 対象事業の基準

公共施設等の管理者等は、次に掲げる公共施設整備事業であって、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる

公共施設整備事業を、優先的検討規程において、優先的検討の対象とするものとする。

ただし、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められるかどうかの判断は、資金調達コストの差異のみで行うべきでなく、業務効率化による効果等を総合的に勘案して行うべきである。

- (1) 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
- (2) 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

ロ 事業費基準の例外

イの基準にかかわらず、公共施設整備事業の特殊性により、イの基準によりがたい特別の事情がある場合は、公共施設等の管理者等は、優先的検討規程において、対象事業を限って、異なる事業費の額を基準とすることができるものとする。

ハ 対象事業の例外

イの基準にかかわらず、次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- (1) 既に **PPP/PFI** 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- (3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- (4) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

三 適切な **PPP/PFI** 手法の選択

イ 採用手法の選択

公共施設等の管理者等は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の四の簡易な検討又は三五の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な **PPP/PFI** 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

ロ 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

当該事業の同種の事例の過去の実績に照らし、採用手法の導入が適切であると認められる場合は、公共施設等の管理者等は、次の四の簡易な検討及び3五の詳細な検討を経ることなく、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

四 簡易な検討

イ 趣旨

公共施設等の管理者等は、次の五の詳細な検討に先立ち、採用手法について、次のロの基準に従って簡易な評価を行うことにより、導入に適しないと評価された公共施設整備事業は、詳細な検討を行うまでもなく **PPP/PFI** 手法を導入しないこととすることができるものとする。

この簡易な検討に当たっては、専門的な外部コンサルタントを活用した詳細な費用等の比較を行うことまでは必要としない。

ロ 評価基準

(1) 費用総額の比較による評価

公共施設等の管理者等は、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

3三において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- (i) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- (ii) 公共施設等の運営等の費用
- (iii) 民間事業者の適正な利益及び配当
- (iv) 調査に要する費用
- (v) 資金調達に要する費用
- (vi) 利用料金収入

なお、この比較に当たっては、**PPP/PFI** 手法の導入について民間事業者との意見交換が行われている場合には、上記費用等の算定に当たってその内容を踏まえるものとする。

(2) その他の方法による評価

公共施設等の管理者等は、(1)にかかわらず、公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる他の方法を定めることができるものとする。

五 詳細な検討

イ 趣旨

公共施設等の管理者等は、3 四において PPP/PEI 手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、詳細な検討を行い、採用手法の適否を評価するものとする。

ロ 評価基準

詳細な検討において、公共施設等の管理者等は、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

六 評価結果の公表

公共施設等の管理者等は、公共施設整備事業が 3 四又は五で PPP/PEI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、インターネット上で公表するものとする。公表の時期については、入札手続等の公正さを確保するため、入札手続の終了後等の適切な時期に行うものとする。

イ PPP/PEI 手法を導入しないこととした旨

ロ 評価の内容（3 四ロ（1）（i）から（vi）に掲げるそれぞれの費用等の額を含む。）

4 PPP/PEI 手法の導入の拡大を図るために留意すべき事項

一 PPP/PEI 手法に関する職員の養成及び住民等に対する啓発

公共施設等の管理者等は、PPP/PEI 手法の導入の拡大を図るため、PPP/PEI 手法に通曉した職員の養成に努めるとともに、PPP/PEI 手法の導入に関する住民及び民間事業者の理解、同意及び協力を得るための啓発活動を行うことが望ましい。

二 地域における人材育成、連携強化及び創意工夫の活用

公共施設等の管理者等は、地域における具体の案件形成を目指した取り組みを推進するため、地域における人材育成、連携強化等を行う産官学金（地元民間事業者、地方公共団体、有識者、地域金融機関、株式会社民間資金等活用事業推進機構等）で構成された地域プラットフォームを設置するよう努めるものとする。

また、地域における事業機会の創出、地域資源の活用その他地域の活性化を図る観点から、公共施設整備事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たっては、事業の特性に応じ、地域の民間事業者の創意工夫について、適切な審査及び評価を行うとともに、民間事業者の選定に際しての評価に適切に反映させることが望ましい。

三 民間事業者からの提案の活用

公共施設等の管理者等は、民間の資金、経営能力及び技術的能力をより広く活用するため、公共施設整備事業の発案、基本構想、基本計画等の策定の段階において、民間事業者からの **PPP/PFI** に関する提案を積極的に求めることが望ましい。

このため、インフラ長寿命化行動計画の策定、固定資産台帳の整備等により、民間事業者に対して十分な情報開示を図る必要がある。

民間事業者から提案があった場合は、遅滞なく的確にこれを検討するものとし、その際、「**PFI** 事業民間提案推進マニュアル」（平成 26 年 9 月内閣府策定）を必要に応じて参考にする。

四 国によるフォローアップ調査及び公表

内閣府は、関係省庁の協力の下、国、地方公共団体及び公共法人に対して優先的検討の実施状況等について調査を行い、その結果をインターネット上で公表するものとする。

これを踏まえ、必要に応じて本指針の見直しを行うものとする。

5 附則

本指針は、民間資金等活用事業推進会議決定の日から施行する。

【参 考】

P F Iに関するリンク一覧

以下のウェブサイトで、P F I等について様々な情報、資料が公開されています。

- ① 内閣府P P P / P F I
内閣府民間資金等活用推進室 (P P P / P F I 推進室)
<http://www8.cao.go.jp/pfi/>
- ② P P P (官民連携) / P F I
国土交通省
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/>
- ③ 自治体P P P / P F I 推進センター
一般財団法人 地域総合整備財団
<http://pficenter.furusato-ppp.jp/>
- ④ 日本P F I ・ P P P 協会
特定非営利活動法人 日本P F I ・ P P P 協会
<http://www.pfikyokai.or.jp/>
- ⑤ P F I インフォメーション
株式会社 P F I ネット
<http://www.pfinet.jp/>
- ⑥ 民間資金等活用事業推進機構
株式会社 民間資金等活用事業推進機構
<http://www.pfipcj.co.jp>
- ⑦ 愛知県におけるP F I について
愛知県総務部総務課
<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/somubu-somu/0000082213.html>
愛知県P F I 導入ガイドライン
<http://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/236917.pdf>